

第 5609 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 12月 9日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

## ⇨ 相続開始前3年以内の贈与

**Q** : 相続開始前3年以内の贈与は、相続税の対象になるって聞いていましたが、対象にならない贈与もあるとか。どのようになっているのですか？

**A** : 次のようになっています。

**【解説】**

相続税法では、相続又は遺贈(死因贈与を含む)により財産を取得した者が、その相続に係る被相続人から相続開始前3年以内に贈与により取得した財産がある時は、その贈与により取得した財産の価額をその者の相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格として相続税額を計算し、その計算した相続税額からその贈与財産につき課せられた贈与税額相当額を控除した金額をもって、その者の相続税額とすることとなっています。

つまり、相続人にした相続開始前3年以内の贈与は、相続時に相続財産として取り込まれたうえで相続税額を計算し、そこから贈与時に納めた贈与税相当額を差し引いて、納めるべき相続税額を求めるのですが、相続開始前3年以内にした贈与でも、次のものは対象にならないこととなっています。

- ① 相続人以外にする贈与
- ② 贈与税の非課税財産
- ③ 特定障害者扶養信託として贈与税が非課税となるもの
- ④ 相続開始の年の前年以前の贈与で、贈与税の配偶者控除の適用を受けた金額、又は相続開始の年にされた贈与で、贈与税の配偶者控除があったとした場合に控除される金額

